

所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎・尿路感染症・带状疱疹の疾病を発症した場合における施設内での対応について下記のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者の健康や安心に繋げていきたいと考えております。

今後、ホームページにて所定疾患施設療養費に関わる治療の実施状況を公表してまいります。

・ 算定条件 ・

- ①所定疾患施設療養費の対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - イ)肺炎
 - ロ)尿路感染症
 - ハ)带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ②所定疾患施設療養費は、上記の疾病により治療が必要となった入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定。
※所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③算定する場合にあたっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載すること。
- ④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。